

社会福祉法人土浦市社会福祉協議会広報紙広告掲載実施要項

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行するつちうら社協だより（以下「広報紙」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「広告掲載」とは、広報紙に広告を掲載することをいう。

(業種又は事業者に係る基準)

第3条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、広告掲載をしない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は風俗営業に類似した業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (4) たばこ製造に係る業種
- (5) ギャンブルに係る業種
- (6) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 債権取立業又は示談引受業
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立てがなされている事業者及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続の申立てがなされている事業者
- (10) 法令に違反している事業者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされない事業者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、本会の会長（以下「会長」という。）が広告掲載をすることを不相当と認める業種及び事業者

(広告掲載の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をすることができない。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがある広告
- (2) 公の秩序及び善良の風俗に反し、又はそのおそれがある広告
- (3) 政治性のある広告
- (4) 宗教性のある広告
- (5) 社会問題についての主義主張である広告
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 本会が推奨しているとの誤解を招くおそれがある広告
- (8) 権利の侵害のおそれ等があるものとして次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
 - エ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれがあるもの
- (9) 消費者の被害を未然に予防し、又は拡大を防止する観点から適切でないものとして次のいずれかに該当するもの
 - ア 根拠のない表示又は誤解を招くような表現のもの
 - イ 偽りの内容を表示するもの
 - ウ 責任の所在及び広告の内容が不明確なもの
 - エ 投機心又は射幸心を著しくあおるもの
- (10) 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でないものとして次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現のもの
 - ウ 残酷な描写等の表現を用いたもの
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想し、又は想起させるもの
 - オ ギャンブル性を肯定するもの
 - カ 青少年の身体、精神又は教育に有害なもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、本会の広告掲載事業の円滑な運営に支障を来すもの

(広告の規格、広告枠数及び掲載料金)

第5条 広告の規格、広告枠数及び掲載料金、刷色は、別表に定めるとおりとする。

(広告の掲載位置及び掲載ページ数)

第6条 広告の掲載位置は、表紙及び終面を除いた本会が指定したページの最下段とする。

2 広告を掲載するページ数は、2ページ以内とする。

(広告掲載の申込)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、広報紙広告掲載申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、掲載を希望する広報紙の発行日の3月前(当該日が休日の場合はその前日)までに会長に申し込まなければならない。ただし、会長がやむを得ない事情があると判断したときは、締切後であっても申し込むことができる。

(1) 会社の概要又は事業の内容がわかるもの

(2) 広告原稿案(紙又はデジタルデータ)

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の規定による申込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により当該申込みを行った者に通知するものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付すことができる。

4 会長は、広告掲載を適当と認める申込みが広報紙の広告数又は掲載ページ数を超えたときは、先着順に掲載する広告を決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 前条第2項の規定により広告の掲載が決まった者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告の掲載内容に関し一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告の変更)

第10条 広告主は、第7条第2項の規定により掲載が決まった広告の内容を変更しようとするときは、掲載を希望する広報紙の発行日の30日前までに、広告掲載内容変更申込書(様式第3号)により会長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みがあったときは、内容を審査し、広告内容変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により当該申込みを行った者に

通知するものとする。

(広告の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げようとする広告主は、広報紙の発行日の30日前までに、広告掲載取下げ申出書(様式第5号)により会長に申し出なければならない。

(広告の掲載の取消し)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が第3条各号に該当する業種又は事業者であると認められるとき。

(2) 広告の内容が第4条に該当すると認められるとき。

(3) 会長が指定する日までに広告掲載料の納入がなかったとき。

(4) 広告の掲載を決定した際に付した条件を満たさなかったとき。

(5) 広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載が適当でないと会長が認めたとき。

2 会長は、前項の規定により、広告の掲載の決定を取り消したときは、広告掲載取消決定通知書(様式第6号)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 納入された広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、納入された広告掲載料の全部又は一部を返還することができる。

(1) 本会の責により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) 広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が正当な理由があると認めたとき。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(補足)

第14条 この要項に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

規格（1枠当たり）	広告掲載料	刷色	広告枠数
縦5センチメートル× 横9センチメートル	10,000円（消費税 及び地方消費税を含 む。）	本会が指 定する三 色刷り	最大4枠

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（申込先）社会福祉法人土浦市社会福祉協議会会長

（申込者）

所在地

名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

広報紙広告掲載申込書

土浦市社会福祉協議会が発行するつちうら社協だよりへの広告の掲載について、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会広報紙広告掲載実施要項第7条第1項の規定により、下記のとおり申込みます。

記

広告の内容	
希望する枠数 （□に✓印）	1 枠（縦 5 c m × 横 9 c m）・・・（10,000 円 / 号） □ 1 枠 □ 2 枠 □ 3 枠 □ 4 枠
掲載希望月 （□に✓印）	□ 1 月号（1 月中旬発行） □ 4 月号（4 月上旬発行） □ 6 月号（6 月中旬発行） □ 9 月号（9 月中旬発行）
広告原稿の返却 （□に✓印）	□ 必要 □ 不要
添付書類	（1）会社の概要又は事業の内容がわかるもの （2）広告原稿案（紙又はデジタルデータ） （3）前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

殿

社会福祉法人土浦市社会福祉協議会
会長 印

広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった土浦市社会福祉協議会が発行するつちうら社協だよりへの広告の掲載については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会広報紙広告掲載実施要項第7条第2項の規定により通知します。

記

決定内容	<input type="checkbox"/> 掲載を許可します。 <input type="checkbox"/> 掲載を許可しません。 (理由)
掲載枠数	枠
広告掲載号	<input type="checkbox"/> 1月号（1月中旬発行） <input type="checkbox"/> 4月号（4月上旬発行） <input type="checkbox"/> 6月号（6月中旬発行） <input type="checkbox"/> 9月号（9月中旬発行）
広告掲載料	金 円（消費税及び地方消費税を含む。） (10,000円 × 枠 × 号)
広告掲載料の納入期限	年 月 日
振込先	筑波銀行本店営業部 (普) 725310 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会 会長
条件	(1) 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会広報紙広告掲載実施要項の定めに従うこと。 (2) 広告案に対する会長の修正指示に従うこと。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

（申請先）社会福祉法人土浦市社会福祉協議会会長

（申請者）

所在地

名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

広告掲載内容変更申込書

年 月 日付け 第 号で掲載許可のあった土浦市社会福祉協議会が発行するつちうら社協だよりへの広告の掲載について、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会広報紙広告掲載実施要項第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり掲載内容の変更を申込みます。


記

変更する内容	
変更の理由	
添付書類	変更後の広告原稿案

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

殿

社会福祉法人土浦市社会福祉協議会
会長 

広告内容変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった土浦市社会福祉協議会が発行するつちうら社協だよりに掲載する広告の内容変更は、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会広報紙広告掲載実施要項第10条第2項の規定により、下記のとおり承認（不承認）を決定したので通知します。

記

1 承認の場合

承認する広告の内容変更

2 不承認

不承認の理由

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

（届出先）社会福祉法人土浦市社会福祉協議会会長

（届出者）

所在地

名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

広告掲載取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で掲載許可のあった土浦市社会福祉協議会が発行するつちうら社協だよりへの広告の掲載について、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会広報紙広告掲載実施要項第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり掲載内容の取下げを届け出ます。

記

1 取下げ年月日 年 月 日

2 取下げの理由

第 号
年 月 日

殿

社会福祉法人土浦市社会福祉協議会
会長 印

広告掲載取消決定通知書

土浦市社会福祉協議会が発行するつちうら社協だよりへの広告の掲載の許可を下記の理由により取り消したので、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会広報紙広告掲載実施要項第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 当該許可の情報 年 月 日付け 第 号

- 2 取消年月日 年 月 日

- 3 取消しの区分
 第11条第2項の規定による申出があったとき。
 広告主が第3条各号に該当する業種又は事業者であると認められるとき。
 広告の内容が第4条に該当すると認められるとき。
 会長が指定する日までに広告掲載料の納入がなかったとき。
 広告の掲載を決定した際に付した条件を満たさなかったとき。
 広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
 その他、広告の掲載が適当でないと会長が認めたとき。

- 4 取消しの理由